

令和4年度従業員定期健康診断実施要領

1. 実施の目的 事業所従業員の健康診断を実施し、従業員の健康管理に資すること。
2. 対象者 工業・商業を問わず、全ての商工会員事業所の事業主及びその家族・従業員。
3. 健診の種類 健診の種類は次のものとする。
 - (1) 労働安全衛生規則第44条の規定する一般健診及び特殊健診
 - (2) 全国健康保険協会管掌健康保険の生活習慣病予防健診
4. 実施期間 8月22日(月)・23日(火)・24日(水)・25日(木)・26日(金)
8月29日(月)・30日(火)
9月5日(月)・6日(火)・7日(水)は、商工会において実施
5. 実施方法 **(1) 一般健診及び特殊健診** (従来どおり)
各地域巡回にて実施し、健診時間は各日とも午前8時から午後4時とする。
商工会での健診は3日間とも午前8時から正午(受付終了11時30分)
※健診日時・場所は後日別途計画のうえ健診事業所へ通知。
(2) 全国健康保険協会管掌健康保険の生活習慣病予防健診
9月5日(月)・6日(火)・7日(水)で商工会において実施。

6. 健診内容

| 健診の種類 | 検査項目 | 健診料 |
|----------------------------|--|----------------------|
| 一 般 健 診 | ○問診(既往歴及び業務暦・自覚症状の有無) ○身体計測(身長・体重・視力) ○血圧測定 ○尿検査 ○聴力測定 ○腹囲測定 (すべての者が対象) ●血液検査 ●心電図検査 ●胸部レントゲン検査 ※●印については、医師の判断により省略が可能です。 | 1人 ¥ 6,000 (消費税込) |

| 健診の種類 | 検査内容 | 検査項目 | 健診料 | 健診方法 |
|---------------------------------------|------------|-------------------------------------|-----------|---------------------------------------|
| 特 殊 健 診 (希望者のみ) | ①血液検査 | ○肝機能検査 ○腎機能検査 ○血液一般検査 | 1人 ¥2,900 | 一般健診と同じもので 一般健診と同時に実施 |
| | ②胃部レントゲン検査 | デジタル撮影 | 1人 ¥4,600 | 9月5日(月)・6日(火)・ 7日(水)で商工会にお いて実施 |
| | ③眼底検査 | | 1人 ¥1,800 | |
| | ④じん肺検査 | ※指定業種については 3年に一度の受診が必要 | 1人 ¥2,000 | |
| | ⑤溶接ヒューム検査 | じん肺検査と同時に実施、 握力測定も行います | 1人 ¥2,700 | 一般健診と同時に実施 |
| | ⑥有機溶剤 | ・メタノール | 1人 ¥2,000 | |
| | | ・キシレン ・スチレン ・トルエン ・エチルベンゼン | 1人 ¥4,200 | |
| | | ⑦前立腺がん検査 | | |
| | ⑧C型肝炎検査 | | 1人 ¥2,600 | 欄外(注)を参照 |
| | ⑨大腸がん検査 | | 1人 ¥1,300 | |
| ⑩子宮頸がん検査 | HPV検査 | 1人 ¥3,800 | | |

(注) ⑨・⑩は、事前に商工会にて検査容器と説明書を受取り、自己採取をして健診日に診療機関へ提出して頂きます。

| 健診の種類 | 検査項目 (一般健診) | 健診料 | 健診方法 |
|-----------|---|--|-------------------------------|
| 生活習慣病予防健診 | ○問診・触診・身体計測 ○視力・聴力測定 ○血圧測定 ○尿検査 ○便潜血反応検査 ○血液一般検査 ○血糖検査 ○尿酸検査 ○血液脂質検査 ○腹囲測定 ○肝機能検査 ○胸部レントゲン検査 ○胃部エックス線検査 ○心電図検査 ※①乳がん・子宮頸がん検診は対応できません。 | 1人 ¥7,169 ※検査されない項目があっても、上記料金を頂きます。 | 9月5日(月)・6日(火)・7日(水)で商工会において実施 |

(注) 対象者 健康保険の被保険者で、35歳～74歳の方で生活習慣病予防健診を希望する方

※協会けんぽへの生活習慣病予防健診申込書の提出は不要です。

協会けんぽより届いている「対象者一覧」を商工会に提出して下さい。

(FAX 0563-73-6633)

※①乳がん・子宮頸がん検診には対応できませんので記入しないで下さい。

| | | |
|----------|---------|--|
| ストレスチェック | 1人 ¥800 | 申込を希望される場合、面接指導医師(産業医)・実施事務従事者の設置が必要となります。設置のない場合、申込をお受けできません。 |
|----------|---------|--|

7. 健診料の支払い 健診終了後、一括して商工会において集金。

中小企業共済加入事業者の皆様へ

中小企業共済に加入している事業者には、被保険者1名につき生活習慣病補助(5,000円)又は定期健康診断補助(1,500円)の助成制度があります。

(対象となる者) 生活習慣病補助(5,000円)

- ・一般健診と胃部レントゲン検査との一括受診者。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の「生活習慣病予防健診」の受診者。

定期健康診断補助(1,500円)(上記以外)

- (補助券の取得と使用)
- ①加入者につきましては、補助券を商工会にて一括申請させていただきます。
 - ②取得した補助券は、今回の健診で健診料に充当します。
 - ③補助券は全国健康保険協会管掌健康保険の「生活習慣病予防健診」にも利用できます。

8. 申込み方法 下記の所定申込書に必要事項を記入のうえ商工会事務局へ提出。

- ・令和4年度従業員定期健康診断申込書
- ・協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診される方は、「対象者一覧」

※提出はFAX可 一色町商工会 (FAX 0563-73-6633)

9. 申込締切日 **7月8日(金) 厳守**

10. 診療機関
西尾市医師会健康管理センター 西尾市熊味町小松島3-2 TEL(0563)57-1451
半田市医師会健康管理センター 半田市神田町1-1 TEL(0569)27-7886

11. 主催
一色町商工会工業部会 西尾労働基準協会一色分会
一色鉄工会 三河一色えびせんべい組合
西尾法人会一色支部